

災害時における法人間相互の対応に関する申し合わせ事項

(趣旨)

1.火災、地震及び風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における法人間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を申し合わせる。

(対応責任者)

2.災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

(災害時の連絡体制)

3.災害時における連絡体制及び連絡方法を定めるものとする。

(災害時の情報提供)

4.災害時における施設の被害状況及び地域の状況等の必要な情報提供は以下の事項の提供を行うものとする。

- ①地域周辺の被害状況(電気・水道・ガス・道路・鉄道・燃料等)
- ②法人の被害状況(利用者・職員・建物・設備・什器等)
- ③その他

(災害時における人的派遣及び支援物資派遣)

5.災害時においては、それぞれの災害状況において人的派遣等を行うものとする。

(人的派遣における注意事項)

6.人的派遣を行う場合は以下のことに注意をすることとする。

- ①自主的又は支援要請書により、施設職員 3 名以上の派遣を確保する。
- ②通信機器が使用できない場合、応援法人は要請依頼なく自主的に速やかに派遣を行なう。その場合は、地域周辺の被害状況について、メディア等からの情報を把握し、細心の注意を図り派遣を行う。
- ③それぞれの法人において同時に災害に見舞われた場合は各自法人の対応を最優先とする。
- ④派遣職員の交替も可能とする。(各法人の実情に応じて)
- ⑤派遣職員の寝床(シュラフ・テント等)・食料等については派遣法人で確保をしておく。
- ⑥職員派遣については、災害時より 1 カ月程度を目安に派遣をする。
- ⑦災害等が長期化する場合は、その都協議する。

(物的派遣における注意事項)

7.物的派遣を行う場合は以下のことに注意をすることとする。

- ①自主的又は支援要請書により、支援物資を搬送する。・支援物資の確保に努める。
- ②支援物資については、要請等から 5 日後を目途に輸送する。
- ③援助物資の輸送については、運送会社との事前協議等も図っておく。

(支援物資の確保)

8.支援物資の状況を毎年 7 月 1 日現在で相互に知らせるとともに、その確保に努める。

(災害時の利用者の受入れ)

9.災害時に、利用者の安全が確保できず、かつ、地元自治体の緊急入所に関する体制が整わない場合、地元自治体を通さず緊急避難的に利用者の受入れを要請することがある。

又、利用者の受入れを要請された場合、連携法人は速やかな受入れに努めるものとする。

(防災訓練の実施)

10.法人相互の防災訓練等を行い検証するとともに必要があれば見直しを行う。(必要経費)

(必要経費)

11.派遣費用、滞在費用、支援物資の提供等の経費は相互扶助の精神に基づき、派遣・物資を提供する先が負担する。